11　各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

12　5から11までの規定は、次の事案については、適用しない。

(a)　第四条3の規定に該当する事案

(b)　第二十八条9の規定の適用に関する事案

(c)　スペインの一般租税法（二千三年十二月十七日法律第五十八号）第十五条及び第十六条に規定する一般的に濫用を防止する規則（これらの規則を今後代替し、改正し、又は改定するものを含む。）の適用に関する事案

(d)　(c)に規定するスペインの一般的に濫用を防止する規則に実質的に類似する日本国の法令の規定の適用に関する事案

(e)　事案によって直接に影響を受ける者が、いずれかの締約国の法律上又は行政上の手続の結果として行われる最終的な決定によって、租税に関する不正、故意又は重過失に対する罰則を課された行為に関する事案

(f)　第九条1の規定に該当する事案であって、一方の締約国において課税標準から除外されること又は免税若しくは無税の対象となることを理由として、当該一方の締約国において租税を課されない所得に関するもの。ただし、そのような取扱いが当該一方の締約国の租税に関する法令の下において当該所得に特有なものである場合に限る。

(g)　両締約国の権限のある当局が、当該事案が仲裁による解決に適しないことについて合意し、かつ、その旨を当該事案の申立てをした者に対して5(b)及び該当する場合には6に規定する期間内に通知した事案

第二十五条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(d)　弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(i)又は(ii)に規定する通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(i)　法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ii)　その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4　一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　租税の徴収における支援

1　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2　この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　日本国については、

(i)　第二条3(a)に掲げる租税

(ii)　復興特別法人税

(iii)　消費税

(iv)　地方消費税

(v)　相続税

(vi)　贈与税

(b)　スペインについては、

(i)　第二条3(b)に掲げる租税

(ii)　富裕税

(iii)　付加価値税

(iv)　相続贈与税

(v)　カナリア諸島のための一般間接税

(vi)　カナリア諸島における物品の輸入及び引渡しに対する租税

(vii)　セウタ市及びメリリャ市における生産、役務及び輸入に対する租税

(c)　その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d)　(a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの